

通知電気工事業の廃止するとき

1. 提出書類等

- (1) 電気工事業廃止通知書（様式第14の5）
- (2) 電気工事業者開始通知受理通知書を返納してください。

2. 提出先（持参または簡易書留でご提出ください）

〒690-8501 松江市殿町1番地
島根県商工労働部産業振興課
総務企画グループ
TEL 0852-22-6221

電気工事業廃止通知書

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

年 月 日

島根県知事 殿

〒

住 所

氏名又は名称

法人にあつては

代表者の氏名

(連絡先 TEL: — —)

電気工事業を廃止したので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第 17 条の 2 第 4 項において読み替えて準用する同法第 11 条の規定により、次のとおり通知します。

1 電気工事業の業務の適正化に関する法律第 17 条の 2 第 1 項の規定による

通知の年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

2 事業を廃止した年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

3 事業を廃止した理由 _____

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 ×印の項は、記載しないこと。